

習志野市農業委員会総会議事録

平成27年第4回習志野市農業委員会総会は平成27年4月23日（木）
J A千葉みらい習志野支店2階会議室で開催した。

1. 開催時刻 午前 9時より

1. 委員の出欠席 17名中 14名出席 欠席 2名

※ 15番は欠番

委員氏名（網掛けは欠席委員）

1 番 三代川 正夫	2 番 三橋 喜左衛門	3 番 三代川 彦博
4 番 合間 正秋	5 番 市瀬 健治	6 番 伊東 壽
7 番 三橋 武夫	8 番 葛城 芳一	9 番 相原 和幸
10 番 伊藤 和彦	11 番 飯生 良	12 番 田久保 征夫
13 番 小川 孝雄	14 番 木村 静子	

会 長 廣瀬 博

会長職務代理者 飯生 正己

1. 議事録署名人 3 番 三代川 彦博 6 番 伊東 壽

1. 議案審議結果

上 程 4 件 承 認 4 件 不 承 認 0 件 審 議 未 了 0 件

1. 閉会時間 午 前 11時00分

1. 付議事項

- ・議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書について
- ・議案第3号 生産緑地に係る主たる従事者についての証明願について
- ・議案第4号 下限面積の設定について

- ・報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- ・報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

議 長	只今より平成 2 7 年 第 4 回 習志野市農業委員会総会を開催いたします。 本日の欠席委員は 4 番、合間 正秋委員と 5 番、市瀬 健治委員より欠席の報告をいただいています。 よって 2 名の欠席者と 1 名の欠員を含め 1 7 名中 1 4 名の出席であり、本日の総会は成立いたしました。 つぎに、議事録署名人について、 「習志野市農業委員会会議規則」第 2 6 条の規定により 議長より指名させていただきます。 3 番 三代川 彦博委員 6 番 伊東 壽委員の両名を 指名いたしますので、よろしくお願いいたします。 本日の議案の上程件数は 4 件、報告案件が 2 件でございます。 なお、平成 2 7 年度、新年度ということで事務局職員の 人事異動があり職員の紹介を事務局長にお願いいたします
事務局長	・ ・ ・ ・ ・ 事務局長 職員紹介 ・ ・ ・
職員	・ ・ ・ ・ ・ 丸山主幹・浅井・小澤 挨拶 ・ ・ ・
議 長	ここで総会に入る前に、2 7 年度 農政課予算の説明を農政課職員 より説明を頂き、農業委員会の予算の説明をした後に、総会の審議 に入りたいと思いますがよろしいでしょうか。
各委員	異議なしの声
議 長	それでは、農政課職員が待機していますので、 事務局は職員を案内してください。 農政課・農業委員会の平成 2 7 年度 予算説明が終わるまでの間、 暫時休憩いたします。 ・ ・ ・ ・ ・ 農業関係の予算説明（農政課・農業委員会） ・ ・ ・ ・ ・

議 長	農政課・農業委員会予算の説明が終わりましたので 休憩前に戻り会議を続けます。
事務局長	それでは、事務局より 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案の朗読をお願いします。
	会長の指示に従いまして読み上げさせていただきます。
	議案第 1 号
	農地法第 3 条の規定による許可申請について
	下記のとおり農地法施行規則第 10 条の規定による許可申請書の提出があつた ので、許可について審議を求める。
	平成 27 年 4 月 23 日提出
	1 申請地の所在、面積
	習志野市●●●●●●●●番● ●●●●㎡
	習志野市●●●●●●●●番● ●●●●㎡
	習志野市●●●●●●●●番● ●●●●㎡
習志野市●●●●●●●●番● ●●●●㎡	
習志野市●●●●●●●●番● ●●●●㎡	
習志野市●●●●●●●●番● ●●●●㎡	
習志野市●●●●●●●●番● ●●●●㎡	
習志野市●●●●●●●●番● ●●●●㎡	
合計面積 ●, ●●●. ●●●㎡	
2 権利の内容	所有権の移転（譲渡）
3 申請者住所、氏名	譲受人 習志野市●●●丁目●●●番●●号 ●● ●●
	譲渡人 習志野市●●●●●●●●番●●号 ●● ●●
	・ ・ ・ ・ ・ 詳細について資料にて説明 ・ ・ ・ ・ ・
議 長	これより、議案第 1 号の現地調査報告を 11 番 飯生 良委員よりお願いします。

三代川正夫 委員	単純に、●，●●●，●●㎡と●●●㎡が等価交換ではないということですね。
事務局	そのとおりです。納税猶予に係った以上の土地を取得する上では、特に問題はないということです。
三代川正夫 委員	全部で●，●●●，●●㎡で、現地調査の時に縄延べの件があるので、少しだけ 思っていたのですが、納税猶予分というのは●●●ー●他何筆かありますが、 縄延べの部分は納税猶予としては継続するけれど全部が納税猶予になるのかどう か、どこかで区切られているのですか。
事務局	そのことについては、●●●●の●●●●に伺ったのですが、全部付け替えるこ とでいいということでした。●●●㎡を●，●●●，●●㎡に付け替えても問題 はないと税務署に確認はしてあります。
議 長	三代川正夫委員質問ありがとうございました。 他に何か質問はないでしょうか。
	私から一つ飯生 良委員に確認ですが、赤道のことですが鍵がかか っているようですが、何故かわかりますか。
飯生良委員	下に下水が入っているようです。
議 長	その為に車が入らないようにということですか。
飯生良委員	そうですね。
事務局	現地調査の時に確認はしなかったのですが、今現在シートが敷いてあります。 昨日、道路交通課に確認したところいづれ市に移管されるそうです。 下に下水管があって管理するために設置しているということです。 通行するようになると難しい問題が生じるということで、現状は下水道管の管理 をしている道路用地とのことです。
飯生良委員	今は市の管理地ということですか。
事務局	登記については、進行中で、周辺については公衆用道路と同じ登記になっていま す。

議 長	今回、飯生委員に現地の確認をお願いしたのですが、シートのところも登記申請で道路にしたいと測量業者さんからは話がきています。 道路用地ではあるんですが、道路交通課ではあくまでも管理していますがまだ、通行まではできないということです、今後道路交通課とも協議して説明してもらう等の流れになると思います。
事務局	将来的には通れるような形に市はしていくんですかね。
飯生良委員	将来的な話はわかりません。
事務局	現状維持ですか。 そのような話を聞いています。 ●●●●●●建設によってきれいにはなったのですが、管理は道路関係ですので何とも言えないのですが。 道路交通課にはこういった話が出たということは伝えておきます。
議 長	話をしてみてください。 今回、●●●●●●の開発に伴い、納税猶予対象であった農地の代替用地として、●●さんが農地を第3条で取得する申請について説明があったのですが、このことについて質問等あれば、どなたかお願いいたします。 議案第1号につきましては同じ実籾地区の農業委員であります飯生正己職務代理 参考になるご意見など有りましたらお願いします。
職務代理	特にないです。
議 長	ご意見・ご質問等が無ければ採決に入ります。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 賛成の方の同意を求めます。 賛成の方は、挙手願います。 全員賛成を持ちまして、議案第1号は可決いたしました。

	事務局は、許可書の発行をお願いします。 続きまして、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請書について、事務局より議案説明を求めます。尚、この議案第 2 号は、農地法第 5 条の許可後の計画変更ということで、一括で議案の朗読と説明を事務局よりお願いします。また、議案第 1 号と同じ実籾本郷の場所ですので、現地調査に行った方については、現地を確認されたかと思います。 それでは、事務局お願いします。 事務局 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請書について 平成●●年●月●●日付け千葉県千農指令第●●●号ー●から第●●●号ー●●で●●●●●●●●として農地法第 5 条の規定による許可を受けた、習志野市●●●●●●●●番ほか●●筆の農地●,●●●.●●㎡に係る当初計画を変更するにあたり、県への送付について審議を求める。 平成 2 7 年 4 月 2 3 日提出 変更理由 開発区域外の排水設備について、変更の必要性が生じ、開発担当課との協議に時間を要していたため工期延長の必要が生じた。 申請者である株式会社●●●●において代表者変更が行われた。 申 請 者 ●●市●●町●丁目●●●番地 株式会社●●●● 代表取締役 <u>●●●● (変更前 ●●●●)</u> 変更内容 工事期間の変更及び代表者の変更 工事期間 変更前 (着工日 26 年 4 月 26 日 完了日 26 年 12 月 10 日) 変更後 (着工日 26 年 4 月 26 日 <u>完了日 27 年 5 月 31 日</u>) 現状については、だいぶ形ができてきていて設備等をいれて完成でございます。以上です。 議 長 事務局、ありがとうございました。
--	---

	議案第２号の審議に入ります。 ご意見・ご質問等の有る方は挙手願います
三橋喜左衛門 委員	あの道路は行き止まりですか。
事務局	・・・現地の位置関係について説明・・・
議 長	住人の方の意見なのですかね。治安など考慮してのことですかね。
事務局	開発の事前協議というものがございます。その時に先程ありました下水道や道路の問題など協議を受けて開発許可をとりますので、事前の許可条件として受けたということになります。
議 長	地元実籾地区委員の、飯生職務代理、飯生 良委員何か ございますか。
飯生良委員	あの道は、ほとんど使用していなかったんです。
議 長	職務代理は、何かございますか。
職務代理	●●●●から見た図になっていますが、下に田んぼがあって田んぼ側から上がる ことができたんです。それがどうなるのかと思っていますが。
飯生良委員	人が通れるようにはなっています。
事務局	公図上、市の管理道路として分筆されまして、道路幅はございます。 通行に関しては、管理者の権限になりますので、説明が必要であれば、そのよう な場を設けられればと思います。
職務代理	現時点で今まで利用されていた人たちの意見を伺ったのかを確認していただいて 今後このようになるけれどもそれでよろしいかと、上で農地を保持している方た ちに確認をとった方が良いのではないかと思います。 ただ市の道路ということだけでなく、実際利用されていた方たちが困ることのないよ うにと思います。
事務局	それでは、道路交通課に業者の意見を確認したのか、困っている方もいる、

議 長	耕作している方も何人かいらっしゃるの、今後どうするのか、地元の人に説明をしてもらう。
	事務局確認をお願いします。
	他に、ご質問などなければ、採決に入ります。 議案第 2 号の 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請書について採決いたします。
事務局	議案第 2 号について、賛成の方の同意を求めます。 賛成の方は、挙手願います。 全員賛成を持ちまして、議案第 2 号は可決いたしました。 事務局は、千葉県知事へ計画変更承認の進達をお願いいたします。
	続いて、議案第 3 号の 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて一括で議案の朗読と説明を事務局よりお願いします。
	議案第 3 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
	平成 27 年 3 月 25 日付けで、下記のとおり生産緑地法第 10 条の規定に基づき、農業の主たる従事者についての証明願いの提出があったので審議を求める。
	申 請 者 ・ 習志野市●●●丁目●番●号 ●● ●● (●●歳)
	買取り申し出事由の生じた者 習志野市●●●丁目●番●号 ●● ● (平成●●年●月●日死亡)
	買取り申し出予定生産緑地
	習志野市●●●丁目●●●●番● 地目 畑 地籍 ●●●m ²
	習志野市●●●丁目●●●●番● 地目 畑 地籍 ●●●m ²
	習志野市●●●丁目●●●●番● 地目 畑 地籍 ●●●m ²
合 計	

	登 記 内 容 権利者 ●●●● 申し出事由 平成●●年●月●●日付、●●●●・●●●●で●●●●丁目の生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書を交付し、その後生産緑地の指定の解除を行い、売却を行ったが、それでも相続等による支払いが足りず、農業収入では返済していくことは困難であることのことです。 当該申請地については、平成23年6月から平成27年2月まで、遺産分割が出来ず、平成27年3月3日に遺産分割が成立したことから、今回生産緑地に係る主たる従事者についての証明願を行うものです。
議 長	続いて、現地調査報告を谷津本郷地区担当の 3番 三代川 彦博委員より、調査報告をお願いします。
三代川彦博 委員	議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について現地報告をいたします。 調査は4月15日に申請者である●●●●さん立ち会いのもと、広瀬会長他農業委員12名と事務局職員2名で行って参りました。 今回の案件は、申請者の父親、●●●●さんが平成●●年●月●日に亡くなられ、平成●●年●月●●日付で●●●●さん・●●●●さんに●●●●丁目の生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書を交付し、その後生産緑地の指定の解除を行い、売却を行いました。平成●●年●月●日に相続遺産分割協議が調停成立したことから、調停で決まった精算金、税金等の支払が発生することとなり、農業収入だけでは返済していくことが困難であるため、今回の生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願を行うものと聞いております。 以上で、現地報告を終わります。 皆様でよろしく、ご審議のほどお願いいたします。
議 長	三代川 彦博委員ご苦労様でした。 議案第3号につきましては同じ谷津地区である1番 三代川 正夫委員 参考になるご意見など有りましたらお願いします。
三代川正夫 委員	●●●●さんは、今までずっと一生懸命に農業されていて、この数年間いろいろとありましたので、止むを得ないことかなと思います。
議 長	三代川 正夫委員ありがとうございました。 ご意見・ご質問等の有る方は、挙手願います。

小川委員	小川委員何かありますか。
議 長	特にないです。
田久保委員	田久保委員どうですか。
議 長	ありません。
事務局	事務局に伺います。 補足説明などありますか。
議 長	それでは、補足させていただきます。 以前、●●●●さん・●●さんは●●●丁目の生産緑地については、相続時精算課税制度を受け指定の解除を行った。 ・・・地域の説明・・・ 都市計画的には、●●●●●●●●地域という扱いになっているそうです。 他に質問等が無ければ、採決に入ります 議案第 3 号 生産緑地に係る主たる従事者についての 証明願について 賛成の方の同意を求めます。 賛成の方は、挙手願います。 全員賛成を持ちまして、議案第 3 号は 承認されました。 事務局は申請者に証明書の発行の手続きをお願いします。 続きまして 議案第 4 号の『農地の下限面積の設定』について 事務局より、議案を読み上げてください。
事務局	議案第 4 号 農地の下限面積の設定について 平成 21 年 12 月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を下限の面積として設定できることとなっており、また、「農業委員会の

	適正な事務実施について」が平成２２年１２月２２日付けで一部改正され、農業委員会は毎年、下限面積の設定又は修正の必要性について審議することとなっています。このため、下限面積の設定について以下のとおり提案いたします。 <table><tr><td>下限面積</td><td>現行</td><td>３５アール</td></tr><tr><td></td><td>提案</td><td>３５アール</td></tr></table> 《提案理由》 農地法施行規則第１７条第１項第３号の規定により、農業委員会が定めようとする別段の面積は、定めようとする面積未満の農地を耕作している者の数が全体の４割を下回らないように算定することとされている。 ２０１０農林業センサスより、習志野市内で４０アール以上の農地を所有し、露地野菜等を耕作している農家数は６割を超えることが予測されるため、３５アールが妥当であると判断し、提案するものです。 なお、平成２２年より下限面積を３５アールで設定し、以後の変更はありません。	下限面積	現行	３５アール		提案	３５アール
下限面積	現行	３５アール					
	提案	３５アール					
議 長	事務局、ご苦労様でした。 事務局この議案の詳細な説明をお願いします。						
事務局	・・・下限面について説明・・・・・・・・						
議 長	ただいま、事務局より説明がありましたが、この件について、ご意見・ご質問のある方は挙手願います。 相原委員何かありますか。						
相原委員	昨年と同じでよろしいと思います。						
議 長	木村委員はいかがですか。						
木村委員	相原委員と同じ意見です。						
議 長	質問等が無ければ、採決に入ります。 議案第４号『農地の下限面積の設定』について 習志野市の下限面積を３５㌥に定めることに賛成の方は挙手願います。 全員の賛成を持ちまして、						

	議案第４号は、原案のとおり承認されました。 次に、報告第１号及び第２号の 「農地転用届出書の受理通知等について」 すでに報告書はご覧いただいていることと思いますが 何かご質問等がございましたら挙手願います。 他に何かございませんか。 ないようでしたら、これをもちまして、 平成２７年第４回 習志野市農業委員会総会を終了いたします。
--	--